

令和 **7** 年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(既築住宅のZ E H改修実証支援事業)

既築住宅のZ E H改修実証支援事業

公募説明会

2025年5月30日

既築住宅のZEH改修実証支援事業に申請を検討している方へ

S I I が執り行う本事業は、

公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。

当然ながら、S I I としても厳正に本事業を執行するとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

申請者及び手続代行者の皆様は、以下の①～③をよくご理解のうえ、本事業に関する全ての手続き、報告を適正に行ってください。

①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

②S I I が定める交付規程

③本事業の公募要領

「既築住宅のZEH改修実証支援事業」公募説明会

1. 事業の概要

6. 申請方法

2. 事業の要件

7. 中間報告について

3. 事業スケジュール

8. 事前質問への回答

4. 他の補助金との併用について

5. 事業の流れ

1. 事業の概要

2 事業概要

1. 事業趣旨

2020年10月に「2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）実現」を目指すことが宣言され、実現に向けて様々な取り組みが進められている。

2021年には「2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減」することが表明され、同年には第6次エネルギー基本計画が閣議決定された。目標に向けた具体的な取り組みとして、住宅・建築物での省エネ量は890万KL程度へと深掘りがされる中、ボリュームゾーンとなる住宅ストックにおいても新築住宅のZEH水準を超える省エネ改修の普及拡大など住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上が求められている。

また、2025年4月から全ての新築住宅において省エネ基準への適合が義務化される。

ここから更に新築住宅だけにとどまらず、2050年に目指すべき住宅・建築物の姿として「ストック平均でZEH基準の水準の省エネ性能が確保されること」とされており、トップランナーによる先進的な取り組みにより省エネの深掘りを進めていくことに加え、省エネに取り組むプレイヤーの拡大を目指して全体的な底上げを図ることが肝要である。

2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、引き続き2050年ストック平均でのZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に向けた施策の方向性が示されている。

本事業を通じて、既存住宅のZEH水準を超える省エネ改修の深掘り、データのフィードバック、そしてプレイヤーの拡大を目指し、省エネ住宅の普及や省エネ投資の拡大、ひいては2030年度省エネ見通しの達成、並びに2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成へのビジョンをより具体化していくことを目的とする。

2. 補助事業名

令和7年度 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（既築住宅のZEH改修実証支援事業）

略称：令和7年度 既築住宅のZEH改修実証支援事業（以下「本事業」という。）

3. 事業規模

約9億円

※申請状況に応じて、追加公募を実施する。

スケジュールは決まり次第、SIIのホームページにて公表する。

【我が国の政策目標】

- 2020年10月に「2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）実現」を目指すことが宣言され、2021年には「2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減」することが表明された。
- 2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、2050年に目指すべき住宅・建築物の姿として「ストック平均でZEH基準の水準の省エネ性能が確保されること」が示されている。
- 2025年4月に改正建築物省エネ法が施行され、全ての新築住宅において省エネ基準への適合が義務化される。



既存住宅についても断熱改修の更なる拡大が必要

【目的】

- 既存住宅のZEH水準を超える省エネ改修の一層の向上
- 省エネに取り組むプレイヤーの拡大
- 省エネ住宅の普及や省エネ投資の拡大
- 2030年度省エネ見通しの達成、並びに2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成へのビジョンをより具体化する

2 事業概要

1. 事業趣旨

2020年10月に「2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）実現」を目指すことが宣言され、実現に向けて様々な取り組みが進められている。

2021年には「2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減」することが表明され、同年には第6次エネルギー基本計画が閣議決定された。目標に向けた具体的な取り組みとして、住宅・建築物での省エネ量は890万KL程度へと深掘りがされる中、ボリュームゾーンとなる住宅ストックにおいても新築住宅のZEH水準を超える省エネ改修の普及拡大など住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上が求められている。

また、2025年4月から全ての新築住宅において省エネ基準への適合が義務化される。

ここから更に新築住宅だけにとどまらず、2050年に目指すべき住宅・建築物の姿として「ストック平均でZEH基準の水準の省エネ性能が確保されること」とされており、トップランナーによる先進的な取り組みにより省エネの深掘りを進めていくことに加え、省エネに取り組むプレイヤーの拡大を目指して全体的な底上げを図ることが肝要である。

2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、引き続き2050年ストック平均でのZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に向けた施策の方向性が示されている。

本事業を通じて、既存住宅のZEH水準を超える省エネ改修の深掘り、データのフィードバック、そしてプレイヤーの拡大を目指し、省エネ住宅の普及や省エネ投資の拡大、ひいては2030年度省エネ見通しの達成、並びに2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成へのビジョンをより具体化していくことを目的とする。

3. 事業規模

約9億円

※申請状況に応じて、追加公募を実施する。

スケジュールは決まり次第、SIIのホームページにて公表する。

2. 事業の要件

3 公募対象

1. 補助対象となる申請者

- 改修する既存戸建住宅※¹を所有する建築事業者及び販売事業者（既存住宅の売買又はリノベーションに現に関わっているもの）であること。
- 建物登記事項証明書上、既存戸建住宅を「居宅」として登録し、所有していること。
ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、建物登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。
- 本事業の業務に意欲を有し、本事業の安定的運営を図れる資力、実績等を有すること。

2. 補助対象となる住宅

- 既存戸建住宅※¹であること。（社宅、寮は補助対象としない。）
- 専用住宅であること。（店舗付き住宅は補助対象としない。）
- 申請は一法人につき一住戸までとする。

3. 交付要件

以下の要件を満たすものとする。

- 既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを断熱改修すること。
- 改修後の住宅がB E I $\leq$ 0. 7を満たすこと。
※設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。
- 改修後の住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた断熱等性能等級6以上の外皮平均熱貫流率(U A 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(η A C 値)を満たすこと。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (U A 値)	0. 2 8 以下			0. 3 4 以下	0. 4 6 以下			—
冷房期の平均日射熱取得率 (η A C 値)	基準値なし				3. 0 以下	2. 8 以下	2. 7 以下	5. 1 以下

- 中間報告までにB E L S の取得をすること（「**7** 中間報告」参照）。
申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（B E L S 等、第三者認証を受けているものに限る。以下「B E L S」という。）にて、B E I $\leq$ 0. 7 且つ断熱等級6以上であることを示す証書を取得すること。なお、断熱等級6以上であることを示す証書は、S I I が指定する期日までに提出すること。
- 改修後の住宅の効果測定を行い、報告すること（「**3**-8 効果測定について」参照）。
- 改修後の住宅を1年以上一般に公開（オープンハウス等）し、改修効果等を広く周知する広報活動を行い、成果報告をすること。

※1 既存戸建住宅とは、交付申請日時点において、建築（検査済証の発出日）から1年以上が経過した住宅、又は建築後、現在又は過去に人が居住したことのあった住宅のことをいう。

補助対象となる申請者

- ① 改修する既存戸建住宅を所有する建築事業者及び販売事業者（既存住宅の売買又はリノベーションに現に関わっているもの）であること。
- ② 建物登記事項証明書上、既存戸建住宅を「居宅」として登録し、所有していること。
ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、建物登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。
- ③ 本事業の業務に意欲を有し、本事業の安定的運営を図れる資力、実績等を有すること。

3 公募対象

1. 補助対象となる申請者

- 改修する既存戸建住宅※¹を所有する建築事業者及び販売事業者（既存住宅の売買又はリノベーションに現に関わっているもの）であること。
- 建物登記事項証明書上、既存戸建住宅を「居宅」として登録し、所有していること。
ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、建物登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。
- 本事業の業務に意欲を有し、本事業の安定的運営を図れる資力、実績等を有すること。

2. 補助対象となる住宅

- 既存戸建住宅※¹であること。（社宅、寮は補助対象としない。）
- 専用住宅であること。（店舗付き住宅は補助対象としない。）
- 申請は一法人につき一住戸までとする。

3. 交付要件

以下の要件を満たすものとする。

- 既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを断熱改修すること。
- 改修後の住宅がB E I $\leq$ 0. 7を満たすこと。
※設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。
- 改修後の住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた断熱等性能等級6以上の外皮平均熱貫流率(U A 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(η A C 値)を満たすこと。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (U A 値)	0. 2 8 以下			0. 3 4 以下	0. 4 6 以下			—
冷房期の平均日射熱取得率 (η A C 値)	基準値なし				3. 0 以下	2. 8 以下	2. 7 以下	5. 1 以下

- 中間報告までにB E L S の取得をすること（「**7** 中間報告」参照）。
申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（B E L S 等、第三者認証を受けているものに限る。以下「B E L S」という。）にて、B E I $\leq$ 0. 7 且つ断熱等級6以上であることを示す証書を取得すること。なお、断熱等級6以上であることを示す証書は、S I I が指定する期日までに提出すること。
- 改修後の住宅の効果測定を行い、報告すること（「**3**-8 効果測定について」参照）。
- 改修後の住宅を1年以上一般に公開（オープンハウス等）し、改修効果等を広く周知する広報活動を行い、成果報告をすること。

※1 既存戸建住宅とは、交付申請日時点において、建築（検査済証の発出日）から1年以上が経過した住宅、又は建築後、現在又は過去に人が居住したことのあった住宅のことをいう。

補助対象となる住宅

- ① 既存戸建住宅であること。（社宅、寮は補助対象外）
- ② 専用住宅であること。（店舗付き住宅は補助対象外）
- ③ 申請は一法人につき一住戸までとする。

3 公募対象

1. 補助対象となる申請者

- 改修する既存戸建住宅※¹を所有する建築事業者及び販売事業者（既存住宅の売買又はリノベーションに現に関わっているもの）であること。
- 建物登記事項証明書上、既存戸建住宅を「居宅」として登録し、所有していること。
ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、建物登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。
- 本事業の業務に意欲を有し、本事業の安定的運営を図れる資力、実績等を有すること。

2. 補助対象となる住宅

- 既存戸建住宅※¹であること。（社宅、寮は補助対象としない。）
- 専用住宅であること。（店舗付き住宅は補助対象としない。）
- 申請は一法人につき一住戸までとする。

3. 交付要件

以下の要件を満たすものとする。

- 既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを断熱改修すること。
- 改修後の住宅がB E I $\leq$ 0. 7を満たすこと。
※設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。
- 改修後の住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた断熱等性能等級6以上の外皮平均熱貫流率(U A 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(η A C 値)を満たすこと。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (U A 値)	0. 2 8 以下			0. 3 4 以下	0. 4 6 以下			—
冷房期の平均日射熱取得率 (η A C 値)	基準値なし				3. 0 以下	2. 8 以下	2. 7 以下	5. 1 以下

- 中間報告までにB E L S の取得をすること（「**7** 中間報告」参照）。
申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（B E L S 等、第三者認証を受けているものに限る。以下「B E L S」という。）にて、B E I $\leq$ 0. 7 且つ断熱等級6以上であることを示す証書を取得すること。なお、断熱等級6以上であることを示す証書は、S I I が指定する期日までに提出すること。
- 改修後の住宅の効果測定を行い、報告すること（「**3**-8 効果測定について」参照）。
- 改修後の住宅を1年以上一般に公開（オープンハウス等）し、改修効果等を広く周知する広報活動を行い、成果報告をすること。

※1 既存戸建住宅とは、交付申請日時点において、建築（検査済証の発出日）から1年以上が経過した住宅、又は建築後、現在又は過去に人が居住したことのある住宅のことをいう。

交付要件

- ① 既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを断熱改修すること。
- ② 改修後の住宅が $B E I \leq 0.7$ を満たすこと。
※設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。
- ③ 改修後の住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた断熱等性能等級6以上の外皮平均熱貫流率（ $U A$ 値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ $\eta A C$ 値）を満たすこと。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 （ $U A$ 値）	0.28以下			0.34以下	0.46以下			—
冷房期の平均日射熱取得率 （ $\eta A C$ 値）	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	5.1以下

④ 中間報告までにBELSの取得をすること

申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）にて、 $BEI \leq 0.7$ 且つ断熱等級6以上であることを示す証書を取得すること。

なお、断熱等級6以上であることを示す証書は、SIIが指定する期日までに提出すること。

⑤ 改修後の住宅の効果測定を行い、報告すること。

⑥ 改修後の住宅を1年以上一般に公開（オープンハウス等）し、改修効果等を広く周知する広報活動を行い、成果報告をすること。

4. 補助対象となる建材及び設備

使用する建材及び設備は新品であること。

【改修要件】●：必須 ○：任意

【補助対象】該：補助対象となるもの

	改修要件	補助対象	建材の種類	要件
高断熱外皮	●	該	断熱材（外壁）	・外皮平均熱貫流率（U _A 値）を算出するための外皮計算に係る部分に用いる製品を導入すること。
	○	該	断熱材（天井、屋根、床、基礎）、窓・ガラス・玄関ドア等の開口部材	
	改修要件	補助対象	設備の種類	要件
設備	○	該	空調設備	・エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入する場合、補助対象とする。 ・一次エネルギー消費量の計算の「暖房設備・冷房設備」において「設置しない」という選択はできない。 ただし、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
	○	該	給湯設備	・エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる設備を導入する場合、補助対象とする。 ※ ガス（石油）従来型給湯機、ガス（石油）従来型給湯温暧房機の導入は補助対象外とする。
	○	該	換気設備	・エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる設備を導入する場合、補助対象とする。
	○	—	照明設備	・エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる設備を導入すること。 ※照明設備の導入は補助対象外とする。

【補助対象となる主な製品】

➤建材：断熱材（天井、屋根、外壁、床、基礎）、窓・ガラス・玄関ドア等の開口部材

➤空調設備：ルームエアコンディショナー等の暖房・冷房設備

➤給湯設備：[給湯器] 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート・おひさまエコキュート）、ガス潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、石油潜熱回収型給湯機（エコフィール）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）、太陽熱利用システム、燃料電池（エネファーム）等の給湯器
[給湯関連設備] 節湯・節水型水栓、高断熱浴槽

➤換気設備

【申請にあたっての注意】

本事業に係る工事（一連の工事を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定日以降に契約、発注、着工すること。

なお、一連の工事とは、補助対象以外の工事（補助対象となる建材・設備の取付けに不可欠な工事等）であっても同じ契約内のものをいう。

補助対象となる建材

建材は外皮計算に係る部分に用いる製品を導入すること。

【補助対象となる建材】

- 断熱材
- 窓
- ガラス
- 玄関ドア

なお、外壁に用いる断熱材は必須改修となる。

4. 補助対象となる建材及び設備

使用する建材及び設備は新品であること。

【改修要件】●：必須 ○：任意

【補助対象】該：補助対象となるもの

	改修要件	補助対象	建材の種類	要件
高断熱外皮	●	該	断熱材（外壁）	・外皮平均熱貫流率（U _A 値）を算出するための外皮計算に係る部分に用いる製品を導入すること。
	○	該	断熱材（天井、屋根、床、基礎）、窓・ガラス・玄関ドア等の開口部材	
設備			設備の種類	要件
	○	該	空調設備	・エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入する場合、補助対象とする。 ・一次エネルギー消費量の計算の「暖房設備・冷房設備」において「設置しない」という選択はできない。ただし、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
	○	該	給湯設備	・エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる設備を導入する場合、補助対象とする。 ※ ガス（石油）従来型給湯機、ガス（石油）従来型給湯温暧房機の導入は補助対象外とする。
	○	該	換気設備	・エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる設備を導入する場合、補助対象とする。
	○	—	照明設備	・エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる設備を導入すること。 ※照明設備の導入は補助対象外とする。

【補助対象となる主な製品】

➤建材：断熱材（天井、屋根、外壁、床、基礎）、窓・ガラス・玄関ドア等の開口部材

➤空調設備：ルームエアコンディショナー等の暖房・冷房設備

➤給湯設備：[給湯器] 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート・おひさまエコキュート）、ガス潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、石油潜熱回収型給湯機（エコフィール）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）、太陽熱利用システム、燃料電池（エネファーム）等の給湯器
[給湯関連設備] 節湯・節水型水栓、高断熱浴槽

➤換気設備

【申請にあたっての注意】

本事業に係る工事（一連の工事を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定日以降に契約、発注、着工すること。

なお、一連の工事とは、補助対象以外の工事（補助対象となる建材・設備の取付けに不可欠な工事等）であっても同じ契約内のものをいう。

補助対象となる設備

エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）において計算できる設備を導入する場合、補助対象とする。

【補助対象となる設備】

- ルームエアコンディショナー等の冷暖房設備
- 各給湯器、給湯関連設備
- 換気設備

なお、照明設備は補助対象とならない。

5. 補助対象となる経費

補助事業に必要な本事業に資する費用を補助対象経費とし、見積明細を基に算出すること。

なお、補助率は補助対象経費の1／3以内とする。

補助対象経費及び補助対象外経費は、下表のとおりとする。

経費区分		項目
補助対象経費	設計費	・BELS取得に係る費用（ただし、第三者評価機関の評価料金等に限る） ・本事業の効果測定に要する費用
	設備費	・補助対象となる製品の購入費
	工事費	・補助対象となる製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象となる製品の取付・敷設に必要な下地材・既存設備の脱着等 ・補助対象となる製品の取付・敷設に伴う既存壁等の解体撤去費（場内集積まで） ・補助対象となる製品以外の気密性向上に必要な部材と取付費（気密シート等） ・気流止め・通気止めの部材と取付費 ・開口部材設置の為の下地材と取付費
補助対象外経費		・上記に記載した補助対象経費の設計費以外の設計費用等 ・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・給排水、電気等の設備工事費及び上記に記載した補助対象経費以外の設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング（断熱材注入サイディング含む）、フローリング、窓額縁材等の仕上げ材、網戸・面格子等の窓付属部材 ・サイディング胴縁、壁透湿シート、屋根防水シート等の下地材と取付費 ・土台・大引き・柱等の構造材、床下地合板、石膏ボード等の下地面材と取付費 ・諸経費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振込手数料等 ・玄関ドアの一部を構成するガラスを交換する工事

BELSの取得、効果測定に係る費用

補助対象となる製品の購入費

補助対象となる製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費等

（注1）交付申請書とともに提出された見積書に値引きを計上している場合は、見積費用全体に係るものとみなし、補助対象経費にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。

（注2）補助対象経費は、材料費・工事費共に市場流通価格等を基に適切に算定すること。

（注3）見積上の一項目に、補助対象と補助対象外の両方が含まれる場合、補助対象外を控除した経費を補助対象経費とすること。

ただし、補助対象外の控除分を合理的な方法で算出しがたい場合は、費用按分も可とする。

（注4）建材製品は、外皮に接するものに限り、補助対象とする。

（注5）補助事業者（申請者）又は補助事業者（申請者）と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要がある。S I Iは補助事業者（申請者）に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があるので、これに応じること。

（注6）自社で施工する場合等において、見積書、契約書及び領収書等により補助対象経費として支出したことが確認できないものは、補助対象外とする。

補助対象となる経費の注意事項

- 建材製品は、外皮に接するものに限り、補助対象とする。
- 申請者又は申請者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要がある。
S I I は申請者に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があるので、これに応じること。
- 自社で施工する場合等において、見積書、契約書及び領収書等により補助対象経費として支出したことが確認できないものは、補助対象外とする。

6. 補助率及び補助金の上限額

- ① 補助率
補助対象経費の1／3以内とする。
- ② 補助金の上限額
地域区分 1～4 地域：1 住戸当たり5 0 0 万円
地域区分 5～8 地域：1 住戸当たり4 0 0 万円

7. 審査について

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、申請のあった事業について先着順に審査を行い、随時採択する。

交付決定は、申請書の到着日から約1 か月を目処に随時行う（申請書類に不備・不足がある場合この限りではない）。

※採択後、B E I ・U A 値が本事業の交付決定時よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、原則補助金の交付を受けることができないので注意すること。

8. 効果測定について

本事業に係る工事が完了した日以降に、以下の測定方法に従って気温の測定を行うこと。

- ① 測定期間
2 0 2 5 年1 2 月1 日（月）～1 2 月2 6 日（金）のいずれか1日
- ② 測定場所
A) エアコン等の暖房器具が設置された主たる居室の中心付近（床から高さ1 0 c m、1 0 0 c mの2 カ所）
B) 戸外（地面からの高さ1 5 0 ～2 0 0 c m、建物、構築物から1 0 0 c m程度十分離れていること。1 0 0 c m程度離れることが不可の場合は、可能な限り建物、構築物から離れて測定すること。）
- ③ 測定方法
A) エアコン等の暖房器具を1 8 時から2 4 時の間に最低3 時間運転した後、停止して測定をする。
B) エアコン等の暖房器具の運転を停止した時刻と、停止してから1 時間おきに9 回（計1 0 回）、一定間隔で測定したデータを記録できる測定機器にて気温を測定する。
C) 同時刻の戸外の気温も同測定機器にて測定する。
- ④ 提出方法
S I I が定める定型様式に測定結果を記載し提出すること。
- ⑤ 測定結果提出期限
2 0 2 5 年1 2 月2 6 日（金）1 7 時必着

補助率及び補助金の上限額

■ 補助率

補助対象経費の **1 / 3 以内** とする。

■ 補助金の上限額

地域区分 1 ～ 4 地域 : 1 住戸当たり 5 0 0 万円

地域区分 5 ～ 8 地域 : 1 住戸当たり 4 0 0 万円

6. 補助率及び補助金の上限額

- ① 補助率
補助対象経費の1／3以内とする。
- ② 補助金の上限額
地域区分 1～4 地域：1 住戸当たり500万円
地域区分 5～8 地域：1 住戸当たり400万円

7. 審査について

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、申請のあった事業について先着順に審査を行い、随時採択する。

交付決定は、申請書の到着日から約1か月を目処に随時行う（申請書類に不備・不足がある場合この限りではない）。

※採択後、B E I・U A値が本事業の交付決定時よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、原則補助金の交付を受けることができないので注意すること。

8. 効果測定について

本事業に係る工事が完了した日以降に、以下の測定方法に従って気温の測定を行うこと。

- ① 測定期間
2025年12月1日（月）～12月26日（金）のいずれか1日
- ② 測定場所
 - A) エアコン等の暖房器具が設置された主たる居室の中心付近（床から高さ10cm、100cmの2カ所）
 - B) 戸外（地面からの高さ150～200cm、建物、構築物から100cm程度十分離れていること。100cm程度離れることが不可の場合は、可能な限り建物、構築物から離れて測定すること。）
- ③ 測定方法
 - A) エアコン等の暖房器具を18時から24時の間に最低3時間運転した後、停止して測定をする。
 - B) エアコン等の暖房器具の運転を停止した時刻と、停止してから1時間おきに9回（計10回）、一定間隔で測定したデータを記録できる測定機器にて気温を測定する。
 - C) 同時刻の戸外の気温も同測定機器にて測定する。
- ④ 提出方法
S I I が定める定型様式に測定結果を記載し提出すること。
- ⑤ 測定結果提出期限
2025年12月26日（金）17時必着

- 申請のあった事業について**先着順**に審査を行い、**随時採択**する。
- 交付決定は、申請書の到着日から約1か月を目処に随時行う。
※申請書類に不備・不足がある場合この限りではない
- 採択後、 $BEI \cdot U_A$ 値及び ηAC 値が本事業の交付決定時よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、原則補助金の交付を受けることができないので注意すること。

6. 補助率及び補助金の上限額

- ① 補助率
補助対象経費の1／3以内とする。
- ② 補助金の上限額
地域区分 1～4 地域：1 住戸当たり5 0 0 万円
地域区分 5～8 地域：1 住戸当たり4 0 0 万円

7. 審査について

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、申請のあった事業について先着順に審査を行い、随時採択する。

交付決定は、申請書の到着日から約1 か月を目処に随時行う（申請書類に不備・不足がある場合この限りではない）。

※採択後、B E I ・U A 値が本事業の交付決定時よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、原則補助金の交付を受けることができないので注意すること。

8. 効果測定について

本事業に係る工事が完了した日以降に、以下の測定方法に従って気温の測定を行うこと。

- ① 測定期間
2 0 2 5 年1 2 月1 日（月）～1 2 月2 6 日（金）のいずれか1日
- ② 測定場所
 - A) エアコン等の暖房器具が設置された主たる居室の中心付近（床から高さ1 0 c m、1 0 0 c mの2 カ所）
 - B) 戸外（地面からの高さ1 5 0 ～2 0 0 c m、建物、構築物から1 0 0 c m程度十分離れていること。1 0 0 c m程度離れることが不可の場合は、可能な限り建物、構築物から離れて測定すること。）
- ③ 測定方法
 - A) エアコン等の暖房器具を1 8 時から2 4 時の間に最低3 時間運転した後、停止して測定をする。
 - B) エアコン等の暖房器具の運転を停止した時刻と、停止してから1 時間おきに9 回（計1 0 回）、一定間隔で測定したデータを記録できる測定機器にて気温を測定する。
 - C) 同時刻の戸外の気温も同測定機器にて測定する。
- ④ 提出方法
S I I が定める定型様式に測定結果を記載し提出すること。
- ⑤ 測定結果提出期限
2 0 2 5 年1 2 月2 6 日（金）1 7 時必着

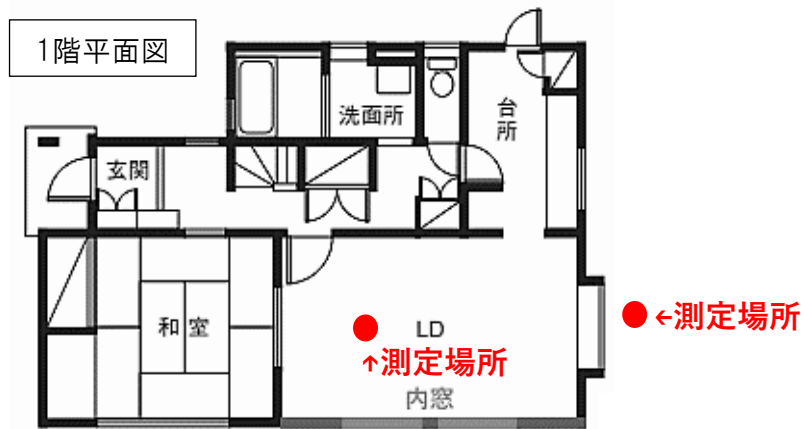
効果測定について

① 測定期間

2025年12月1日（月）～12月26日（金）のいずれか1日

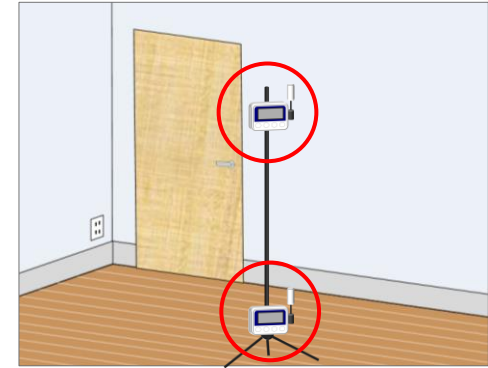
② 測定場所

室内と戸外で測定すること。



測定場所について詳細

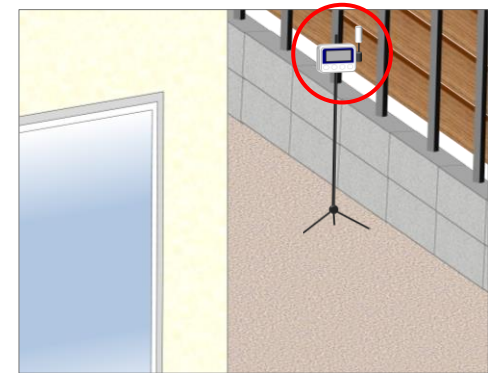
A) エアコン等の暖房器具が設置された主たる居室の中心付近
(測定機器は床から高さ10cm、100cmの2カ所に設置)



B) 戸外

地面からの高さ150～200cm、建物、構築物から
100cm程度十分離れていること。

※100cm程度離れることが不可の場合は、
可能な限り建物、構築物から離れて測定すること。



効果測定について

③ 測定方法

エアコン等の暖房器具を18時から24時の間に最低3時間運転した後、停止して測定をする。**エアコン等の暖房器具の運転を停止した時刻と、停止してから1時間おきに9回（計10回）**、一定間隔で測定したデータを記録できる測定機器にて気温を測定する。
同時刻の戸外の気温も測定する。

④ 提出方法

S I I が定める定型様式に測定結果を記載し提出すること。

⑤ 測定結果提出期限

2025年12月26日（金）17時必着

9. 事業完了日について

事業完了日は、本事業に係る一連の工事が完了する日もしくは支払いが完了する日（入金受領日）のいずれが遅い日を事業完了日とする。

なお、補助事業は原則2025年12月10日（水）までに完了すること。

10. 改修した住宅の一般公開（オープンハウス等）について

補助事業者（申請者）は事業完了後、改修後の住宅の断熱効果や省エネ効果等の重要性を広めることを目的として、改修した住宅を一般公開（オープンハウス等）すること。また、一般公開終了後、「成果報告書」をSIIへ提出すること。

① 実施期間

- 改修した住宅は2025年12月までに一般公開（オープンハウス等）を開始すること。
なお、一般公開は最低1年以上行うこと。
- SIIが本事業のキャンペーンとして広報等行う場合には、協力すること。

② 成果報告書の提出について

- 一般公開終了後、補助事業者（申請者）は成果報告書※¹を2026年12月25日（金）までに提出すること。
- 成果報告書の提出がない場合、補助金の返還を求める場合があるため、注意すること。
- 様式のダウンロードや提出先についての詳細は、交付決定時に送付する事務取扱説明書を参照すること。

③ 一般公開終了後の住宅の販売について

- 一般公開終了後、住宅の販売は認めるが、購入者（事業承継者）は本事業を承継することを条件とする。
- 補助事業者（申請者）は事業承継者へ、事業承継者が法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、予め財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならないことを伝えること。（取得財産等については「**4**-5 取得財産の管理等」を参照すること。）

11. 報告会について

SIIが本事業について報告会の開催及び事例集紹介の作成を行う場合は、補助事業者（申請者）へ協力を求める場合があるので対応すること。

12. アンケートについて

SIIが本事業についてアンケートを行う場合は、補助事業者（申請者）へ協力を求める場合があるので対応すること。

※1「成果報告書」はどのように広報活動を行ったか、来場者数、広報活動の成果、広報活動中の写真等を報告すること。
また、広報活動に作成したパンフレット等がある場合はあわせて提出すること。

改修した住宅の一般公開（オープンハウス等）について

補助事業者（申請者）は事業完了後、改修後の住宅の断熱効果や省エネ効果等の重要性を広めることを目的として、改修した住宅を一般公開（オープンハウス等）すること。

また、一般公開終了後、「成果報告書」をS I Iへ提出すること。

改修した住宅の一般公開（オープンハウス等）について

① 実施期間

- ・改修した住宅は2025年12月までに一般公開（オープンハウス等）を開始すること。
なお、一般公開は最低1年以上行うこと。
- ・S I I が本事業のキャンペーンとして広報等行う場合には、協力すること。

② 成果報告書の提出について

- ・一般公開終了後、補助事業者（申請者）は成果報告書を2026年12月25日（金）までに提出すること。
- ・成果報告書の提出がない場合、補助金の返還を求める場合があるため、注意すること。
- ・様式のダウンロードや提出先についての詳細は、交付決定時に送付する事務取扱説明書を参照すること。

改修した住宅の一般公開（オープンハウス等）について

③ 一般公開終了後の住宅の販売について

- ・一般公開終了後、住宅の販売は認めるが、購入者（事業承継者）は本事業を承継することを条件とする。
- ・補助事業者（申請者）は事業承継者へ、事業承継者が法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、財産処分の申請が必要となる。

9. 事業完了日について

事業完了日は、本事業に係る一連の工事が完了する日もしくは支払いが完了する日（入金受領日）のいずれが遅い日を事業完了日とする。

なお、補助事業は原則2025年12月10日（水）までに完了すること。

10. 改修した住宅の一般公開（オープンハウス等）について

補助事業者（申請者）は事業完了後、改修後の住宅の断熱効果や省エネ効果等の重要性を広めることを目的として、改修した住宅を一般公開（オープンハウス等）すること。また、一般公開終了後、「成果報告書」をSIIへ提出すること。

① 実施期間

- 改修した住宅は2025年12月までに一般公開（オープンハウス等）を開始すること。
なお、一般公開は最低1年以上行うこと。
- SIIが本事業のキャンペーンとして広報等行う場合には、協力すること。

② 成果報告書の提出について

- 一般公開終了後、補助事業者（申請者）は成果報告書※¹を2026年12月25日（金）までに提出すること。
- 成果報告書の提出がない場合、補助金の返還を求める場合があるため、注意すること。
- 様式のダウンロードや提出先についての詳細は、交付決定時に送付する事務取扱説明書を参照すること。

③ 一般公開終了後の住宅の販売について

- 一般公開終了後、住宅の販売は認めるが、購入者（事業承継者）は本事業を承継することを条件とする。
- 補助事業者（申請者）は事業承継者へ、事業承継者が法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、予め財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならないことを伝えること。（取得財産等については「**4**-5 取得財産の管理等」を参照すること。）

11. 報告会について

SIIが本事業について報告会の開催及び事例集紹介の作成を行う場合は、補助事業者（申請者）へ協力を求める場合があるので対応すること。

12. アンケートについて

SIIが本事業についてアンケートを行う場合は、補助事業者（申請者）へ協力を求める場合があるので対応すること。

※1「成果報告書」はどのように広報活動を行ったか、来場者数、広報活動の成果、広報活動中の写真等を報告すること。
また、広報活動に作成したパンフレット等がある場合はあわせて提出すること。

報告会、アンケートについて

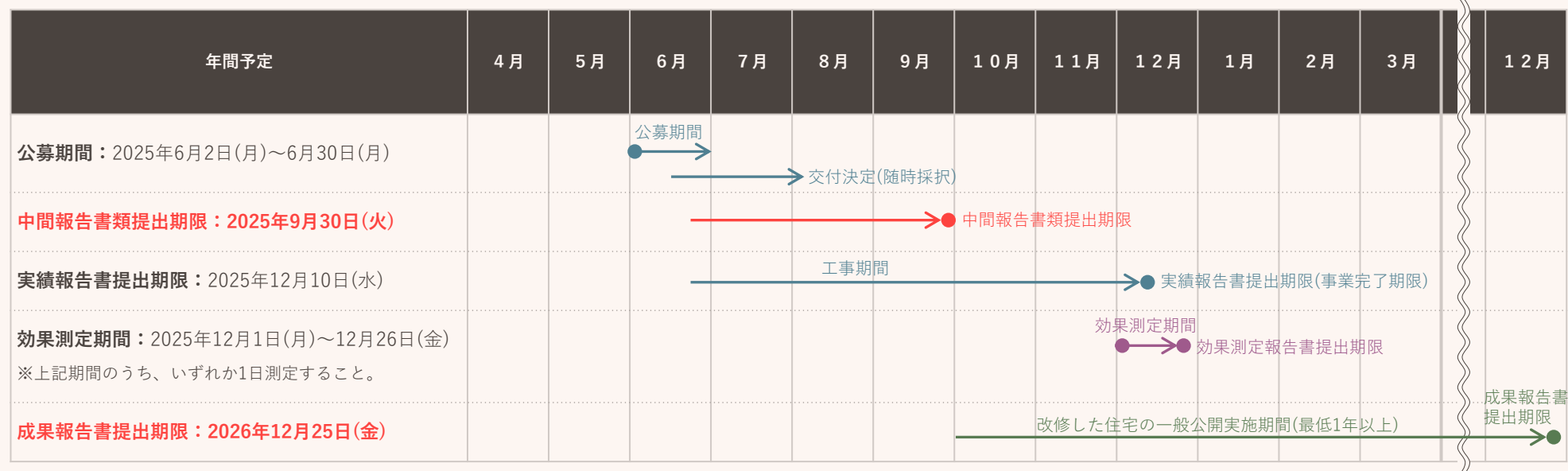
S I I が本事業について報告会の開催及び事例集紹介の作成やアンケートを行う場合は、協力すること。

3. 事業スケジュール

4 事業スケジュール及び注意事項等

1. 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりとする。



(注1) 実績報告書は、事業完了日から起算して14日又は各公募の実績報告書提出期限のいずれか早い日までに提出すること。

なお、事業完了日は、本事業に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日（入金受領日）のいずれか遅い日とする。

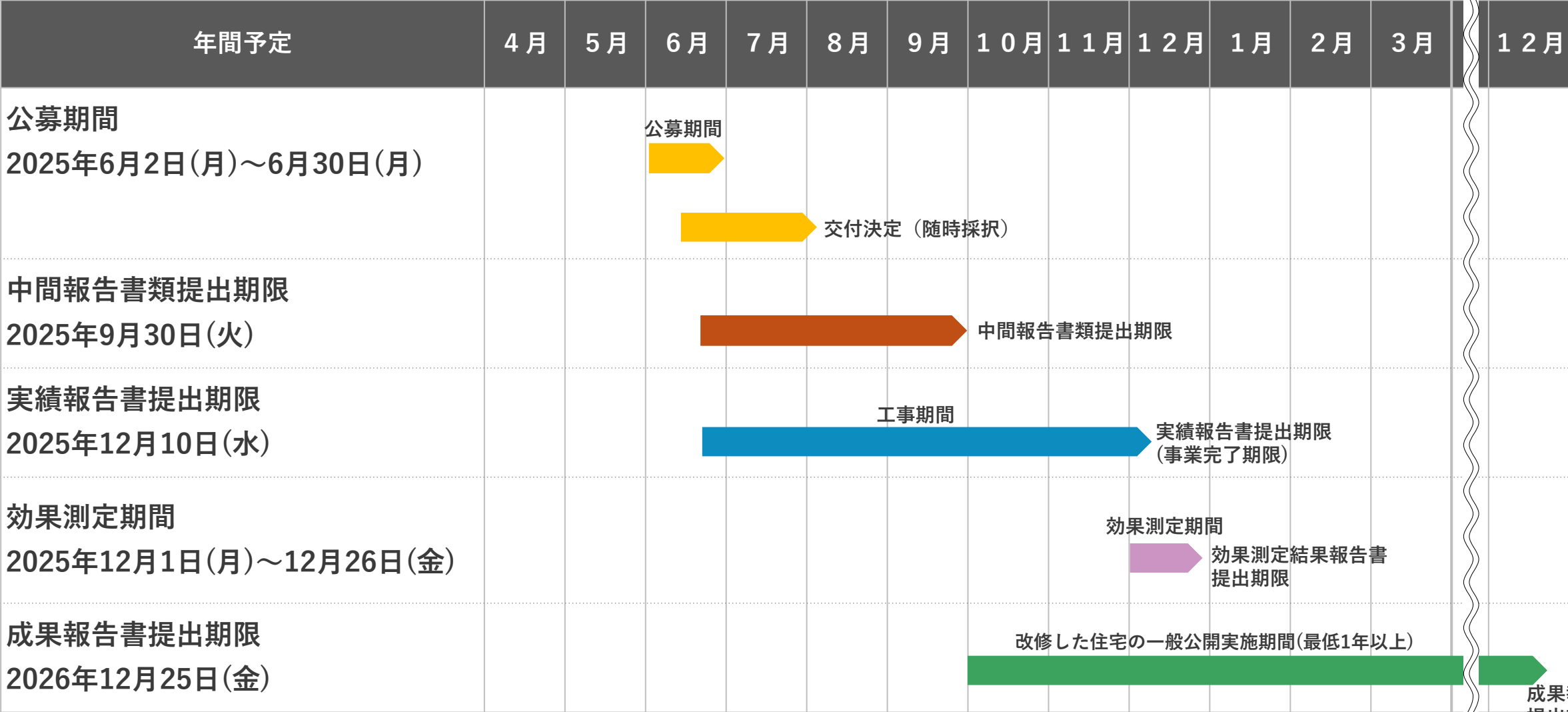
(注2) 申請状況に応じて、追加公募を実施する。スケジュールは決まり次第、S I I のホームページにて公表する。

2. 利益排除について

補助事業者（申請者）又は補助事業者（申請者）と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要がある。

S I I は補助事業者（申請者）に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があるので、これに応じること。

事業スケジュールについて



4. 他の補助金との併用について

3. 他の補助事業との調整

- 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費が含まれないこと。
国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになるので注意すること。
- 他の補助金との併用については、補助対象に重複部分がなく、工事請負契約が別である場合は併用可とする。
- 地方公共団体（地方自治体）の単独費による補助金は併用可とする。
- 地方公共団体（地方自治体）の補助金の一部に国費が充当されているか否かについては、当該地方公共団体（地方自治体）に問合せすること。

4. 本事業の支払いについて

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。
手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

5. 取得財産の管理等

- 本事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 補助事業者（申請者）は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、予め補助事業財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。
万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）と共に補助金全額の返還を求めることがある。
- SIIは、補助事業者（申請者）が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

6. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者（申請者）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 補助事業者（申請者）等の名称及び不正内容の公表。

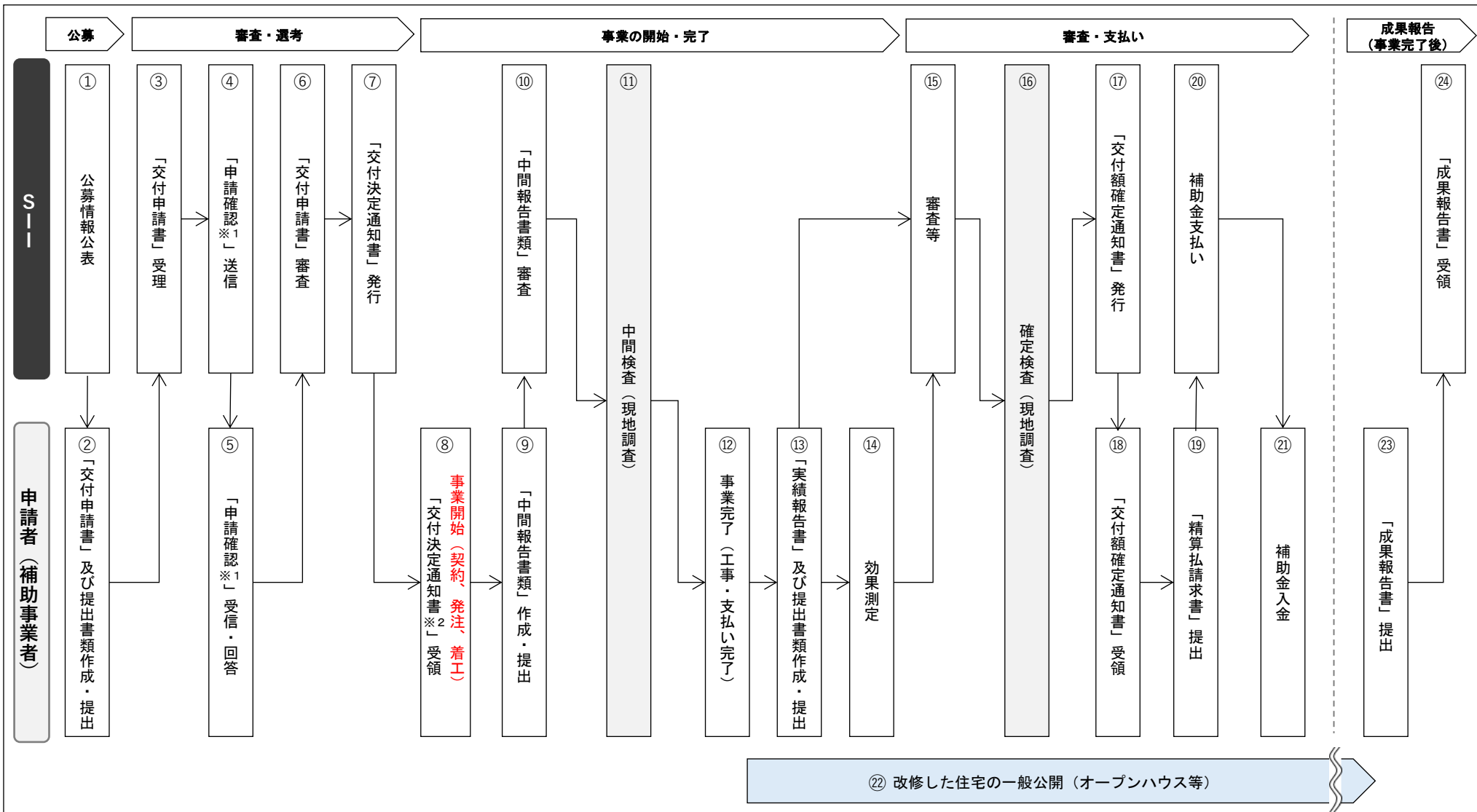
他の補助金との併用について

- 他の補助金との併用については、補助対象に重複部分がなく、工事請負契約が別である場合は併用可とする。
- 地方公共団体（地方自治体）の単独費による補助金は併用可とする。
- 地方公共団体（地方自治体）の補助金の一部に国費が充当されているか否かについては、当該地方公共団体（地方自治体）に問合せすること。

5. 事業の流れ

4 事業スケジュール及び注意事項等

1. 事業フロー



※1 「申請確認」は申請の手続きを手続代行者が対応している場合のみ実施する。

※2 本事業に係る工事（一連の工事を含む）は、**交付決定通知書に記載する交付決定日以降に契約、発注、着工すること。**

本事業に係る工事（一連の工事を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定日以降に契約、発注、着工すること。

なお、一連の工事とは、補助対象以外の工事（補助対象となる建材・設備の取付けに不可欠な工事等）であっても同じ契約内のものをいう。

6. 申請方法

6 申請方法

1. 提出先

申請書類の提出は、E-mailにて送付すること。申請方法の手順は以下のとおりとする。

① 申請様式のダウンロード

- ・SIIホームページの既築住宅のZEH改修実証支援事業のページ（<https://sii.or.jp/zehplus-kaishu07/>）より「申請様式」をダウンロードすること。

② 申請書類のデータ作成

- ・提出書類については、Excel及びPDFファイル形式で作成すること。
- ・提出書類のファイル名は「6-4 必要提出書類の一覧」にある指定のファイル名で作成すること。

③ 申請書類をE-mailにて送付

- ・申請書類の提出は、E-mailにて送付すること。E-mailの送付ができない場合は、SIIへ相談すること。
- ・1申請ごとにメールで送付すること。
- ・提出書類の添付ファイルが一度に送付できない場合は、メールを分けて作成すること。
その場合、メールを分けて送付していることが分かるように、メール件名の後ろに「1／2」、「2／2」等を入れてメールを作成すること。
- ・メール件名と提出先E-mailアドレスは下表のとおりとする。

メール件名	交付申請書（〇〇〇〇〇） ※（ ）内には法人名を入力すること。
提出先E-mailアドレス	zehplus-kaishu-shinsei@sii.or.jp ※本メールアドレスは提出書類受付用のアドレスのため、問合せをしても回答することができないので注意すること。

- ・SIIよりメールを受信した旨の通知（自動返信）をするので、必ず確認すること。

（注1）自動返信メールは送信専用のため、返信してもSIIは対応できないので注意すること。

申請様式のダウンロード方法

S I I のホームページ
(<https://sii.or.jp/>)にアクセスし、
「Z E H + 改修」のアイコンを選択

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

文字サイズ 小 **中** 大

[調達情報](#) [サイトマップ](#)

[トップ](#)

[新着情報](#)

[公開データ](#)

[リンク集](#)

[法人概要](#)

R6補正省エネ (工場・事業場型) 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業 2025.05.22 新着情報あり	R6補正省エネ (設備単位型) 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業 2025.05.22 新着情報あり	R6補正省エネ診断 令和6年度補正予算 地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業  公募中 2025.05.13 新着情報あり	脱炭素ビルリノベ (先進モデル導入) 令和7年度 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	R6補正 脱炭素ビルリノベ 令和6年度補正予算 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業  公募中
利子補給 令和7年度 省エネルギー設備投資利子補給金  公募中 2025.05.09 新着情報あり	省エネ 令和7年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業	ZEB 令和7年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 実証事業 2025.05.14 新着情報あり	ZEH・ZEH-M 経済産業省および環境省によるZEH・ZEH-M補助事業 2025.05.15 新着情報あり	ZEH+改修 令和7年度 既築住宅のZEH改修実証支援事業 2025.05.14 新着情報あり
R6補正先進的窓リノベ 令和6年度補正 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業	R6補正給湯省エネ 令和6年度補正 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	R6補正賃貸集合給湯省エネ 令和6年度補正 既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金	R6補正 DR家庭用蓄電池 令和6年度補正 家庭用蓄電システム導入支援事業  公募中	R6補正 DR業産用蓄電池 令和6年度補正 業務産業用蓄電システム導入支援事業  公募中

申請様式のダウンロード方法

 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

文字サイズ 小 中 大 Google

🏠 [トップ](#)

✉️ [新着情報](#)

📄 [公開データ](#)

🔗 [リンク集](#)

トップ > 令和7年度 既築住宅のZEH改修実証支援事業

令和7年度 既築住宅のZEH改修実証支援事業

ZEH+改修

事業トップ >

新着情報一覧 >

公募情報・申請書類 >

公募説明会 >

よくあるご質問 >

事業概要

既築住宅のZEH改修実証支援事業は、既存住宅へのZEHを超える省エネ改修実量の更なる削減、断熱性能の向上を目指し、良質な既存住宅の形成や快適なく改修の普及を通じて、カーボンニュートラルの実現に寄与することを目指す事

●事業パンフレット



左側のメニューバー内にある
「公募情報・申請書類」を選択

申請様式のダウンロード方法

下へスクロールし、申請書様式一式
ファイルを選択してダウンロードする。

ZEH+改修

事業トップ

新着情報一覧

公募情報・申請書類

公募説明会

よくあるご質問

公募情報

報告様式等

公募期間

SIIは以下の期間で既築住宅のZEH改修実証支援事業を公募します。

2025年6月2日（月）～2025年6月30日（月）17:00締切

※**公募期間内で先着順に受付します。**

※申請の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めたうえ、締め時間
業日の申請として受け付けます。

※公募期間中に申請金額の合計が予算に達した場合、その当該日17時までに届いた不備・不足の
て抽選を行い、受付対象を決定します。抽選結果は、申請受け付け後から1週間以内に申請者へ

公募要領・申請書類



公募要領（3.4MB）

交付規程（案）（379KB）

※交付規程は変更の可能性があります。

<交付申請書>

X

【R7ZEH+改修】申請書様式一式（254KB）

6 申請方法

1. 提出先

申請書類の提出は、E-mailにて送付すること。申請方法の手順は以下のとおりとする。

① 申請様式のダウンロード

- ・ S I I ホームページの既築住宅のZEH改修実証支援事業のページ（<https://sii.or.jp/zehplus-kaishu07/>）より「申請様式」をダウンロードすること。

② 申請書類のデータ作成

- ・ 提出書類については、E x c e l及びPDFファイル形式で作成すること。
- ・ 提出書類のファイル名は「**6**-4 必要提出書類の一覧」にある指定のファイル名で作成すること。

③ 申請書類をE-mailにて送付

- ・ 申請書類の提出は、E-mailにて送付すること。E-mailの送付ができない場合は、S I Iへ相談すること。
- ・ 1申請ごとにメールで送付すること。
- ・ 提出書類の添付ファイルが一度に送付できない場合は、メールを分けて作成すること。
その場合、メールを分けて送付していることが分かるように、メール件名の後ろに「1／2」、「2／2」等を入れてメールを作成すること。
- ・ メール件名と提出先E-mailアドレスは下表のとおりとする。

メール件名	交付申請書（〇〇〇〇〇） ※（ ）内には法人名を入力すること。
提出先E-mailアドレス	zehplus-kaishu-shinsei@sii.or.jp ※本メールアドレスは提出書類受付用のアドレスのため、問合せをしても回答することができないので注意すること。

- ・ S I Iよりメールを受信した旨の通知（自動返信）をするので、必ず確認すること。

（注1）自動返信メールは送信専用のため、返信してもS I Iは対応できないので注意すること。

2. 申請書提出期間

申請書提出期間：2025年6月2日（月）10時～2025年6月30日（月）17時必着

※2025年6月2日（月）10時以前に届いたメールについては受付けをしないので注意すること。

※申請の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めたうえ、17時を超えた申請は翌営業日の申請として受付ける。

3. 申請確認（申請者のメールアドレス確認）

申請の手続きを手続代行者が対応している場合のみ、個人情報保護の観点より、交付申請書に記載されている申請者のE-mailアドレスに間違いがないか申請者本人に確認を行う。

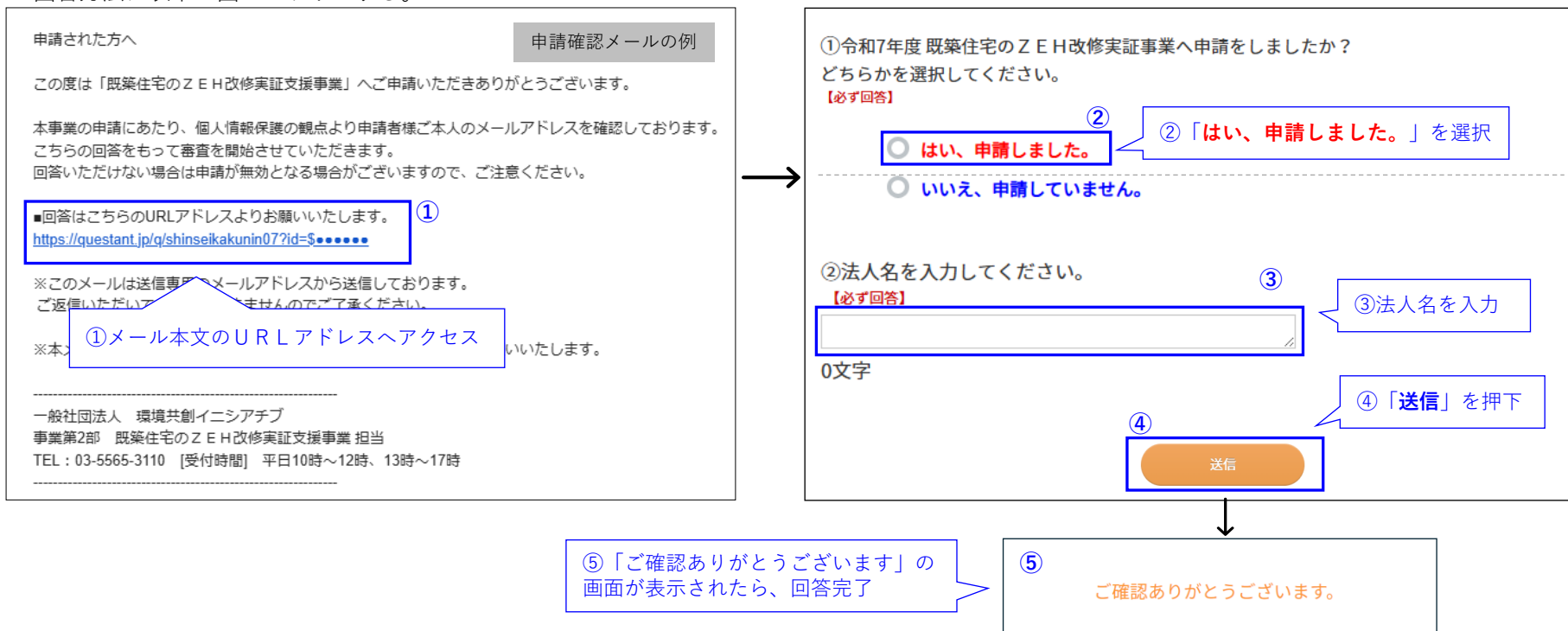
「申請確認」ができなかった場合は、審査を進めることができないため、注意すること。

【回答方法】

- noreply-zehplus-kaishu@sii.or.jpのE-mailアドレスより申請者宛に「【既築住宅のZEH改修補助金】申請の確認」という件名のメールを送信するため、メール本文に記載されてあるURLアドレスより回答をすること。

※本メールアドレスは送信専用のため、問合せをしても回答することができないため注意すること。

回答方法は以下の図のとおりとする。



申請書提出期間

2025年6月2日（月） 10時～ 2025年6月30日（月） 17時必着

※2025年6月2日（月）10時以前に届いたメールについては受付けをしないので
注意すること。

※申請の受付けは、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めたうえ、
17時を超えた申請は翌営業日の申請として受付ける。

2. 申請書提出期間

申請書提出期間：2025年6月2日（月）10時～2025年6月6日（金）17時必着

※2025年6月2日（月）10時以前に届いたメールについては受付けをしないので注意すること。

※申請の受付けは、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めたうえ、17時を超えた申請は翌営業日の申請として受付ける。

3. 申請確認（申請者のメールアドレス確認）

申請の手続きを事務代行者が対応している場合のみ、個人情報保護の観点より、交付申請書に記載されている申請者のE-mailアドレスに間違いがないか申請者本人に確認を行う。

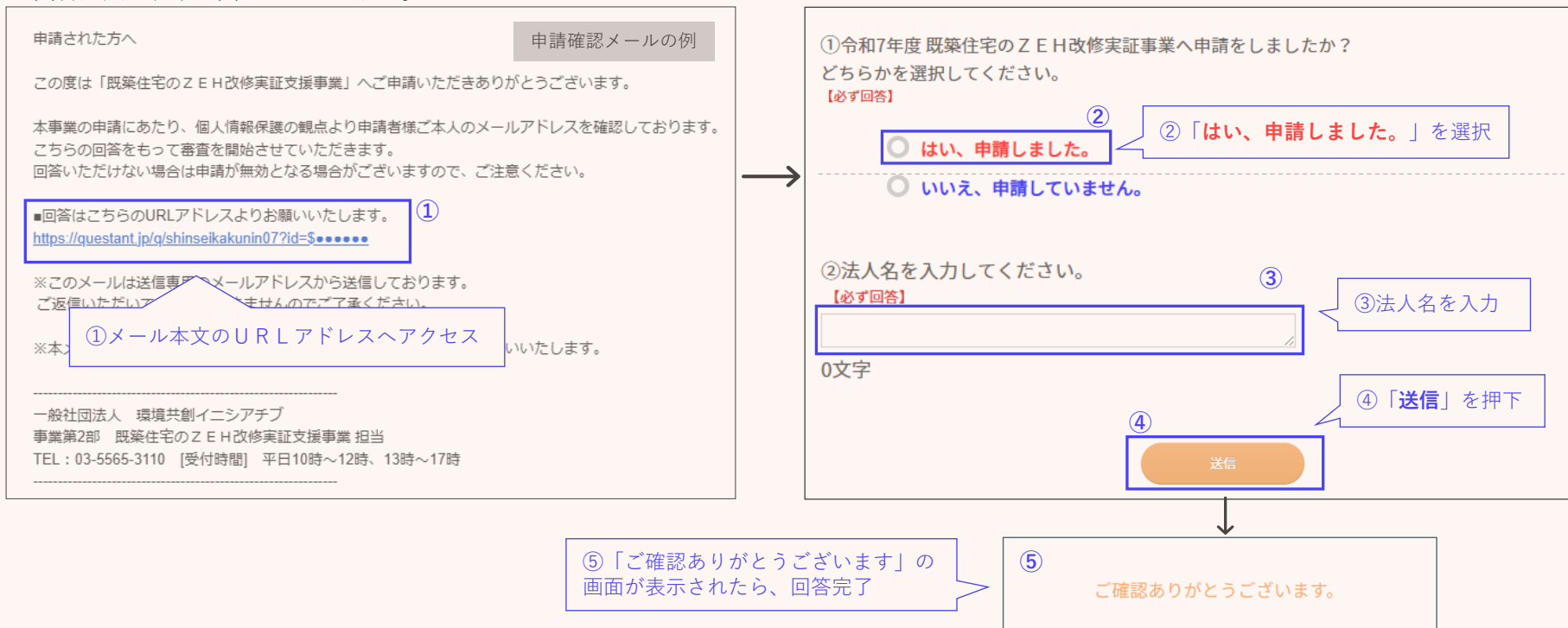
「申請確認」ができなかった場合は、審査を進めることができないため、注意すること。

【回答方法】

- noreply-zehplus-kaishu@sii.or.jpのE-mailアドレスより申請者宛に「【既築住宅のZEH改修補助金】申請の確認」という件名のメールを送信するため、メール本文に記載されてあるURLアドレスより回答をすること。

※本メールアドレスは送信専用のため、問合せをしても回答することができないため注意すること。

回答方法は以下の図のとおりとする。



4. 必要提出書類の一覧

申請者はS I Iのホームページで公表している様式で申請すること。

なお、提出書類は電子ファイルを作成し、指定したファイル名で保存をすること。提出書類のファイル名、ファイル形式については下表のとおりとする。
(ファイル名の()内には法人名を入力すること。)

書類名			様式	区分	ファイル名 (ファイル形式)
①	誓約書		定型様式 1	●	1 交付申請書(〇〇〇〇〇).xlsx (E x c e l ファイル) 
②	個人情報の取得と利用について		定型様式 2	●	
③	手続代行委任状 (申請者の代わりに代行者が申請する場合のみ)		定型様式 3	△	
④	交付申請書		定型様式 4	●	
⑤	暴力団排除に関する誓約事項		別紙	●	
⑥	役員名簿		別添	●	
⑦	明細書		定型様式5	●	
⑧	総括表		定型様式6	●	
⑨	広報活動計画書		定型様式7	●	
⑩	申請者確認書類	法人登記事項証明書	自由	●	2 申請者確認(〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 
		建物登記事項証明書			

書類名		様式	区分	ファイル名 (ファイル形式)	
⑪	見積書	自由	●	3 見積書(〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 	
⑫	建築図面等	平面図等 ※ 1	自由	4 図面(〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 	
⑬		立面図	自由		
⑭		矩計図・断面図	自由		
⑮		姿図 (ガラス交換の場合のみ)	自由		△
⑯	求積図・求積表	自由	●	5 求積(〇〇〇〇〇).xlsx (E x c e l ファイル)  又は 5 求積(〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 	
⑰	外皮計算書及び性能値を確認できる書類 (カタログ等)		自由	●	6 外皮計算(〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 
⑱	一次エネルギー消費量計算結果 (W E B プログラム)		※ 2	●	7 エネルギー計算(〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 
⑲	導入設備の仕様書等		自由	●	8 設備(〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 
⑳	その他書類 (上記に該当しない書類がある場合のみ)		自由	△	9 その他(〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 

【区分】●：提出必須 △：該当する場合のみ提出

(注1) 必要提出書類の詳細は次頁以降を参照すること。

(注2) S I Iが上記以外の書類が審査に必要と判断し、提出を求めた場合は応じること。

(注3) 提出書類は文字や図面が不鮮明でなく、確認できる状態のものを送付すること。

※1 建具・設備設置配置図を兼ねる。

※2 国立研究開発法人 建築研究所のホームページに公開されている「エネルギー消費性能計算プログラム[住宅版]」を使用すること。

7. 中間報告について

7 中間報告

1. 中間報告について注意事項

- 補助事業者（申請者）は、交付決定後一ヶ月を目途にBELSを取得し、SIIが指定する期日までに中間報告を行うこと。
- BELSに関する審査を受けた結果、BEIとUA値が本事業の交付決定時の値よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、原則補助金の交付を受けることができないので、注意すること。

2. 中間報告書類の提出先

- 補助事業者（申請者）はSIIが指定した期日までに中間報告書類を提出すること。
- 中間報告書類の提出は、E-mailにて送付すること。E-mailの送付ができない場合は、SIIへ相談すること。
- 1申請ごとにメールで送付すること。
- 提出書類の添付ファイルが一度に送付できない場合は、メールを分けて作成すること。
その場合、メールを分けて送付していることが分かるように、メール件名の後ろに「1／2」、「2／2」等を入れてメールを作成すること。
- メール件名と提出先E-mailアドレスは下表のとおりとする。

メール件名	中間報告（〇〇〇〇〇） ※（ ）内には法人名を入力すること。
提出先E-mailアドレス	zehplus-kaishu-shinsei@sii.or.jp ※本メールアドレスは提出書類受付用のアドレスのため、問合せをしても回答することができないので注意すること。

- SIIよりメールを受信した旨の通知（自動返信）をするので、必ず確認すること。
- （注1）自動返信メールは送信専用のため、返信してもSIIは対応できないので注意すること。

3. 中間報告書類の提出期限

2025年9月30日（火） 17時必着

中間報告について注意事項

- 補助事業者（申請者）は、交付決定後速やかにBELS申請をし、一ヶ月を目途に取得すること。
- 2025年9月30日（火） 17時までにSIIへメールにて提出すること。
- BELSに関する審査を受けた結果、BEIと U_A 値及び η_{AC} 値が本事業の交付決定時の値よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、原則補助金の交付を受けることができないので、注意すること。

7 中間報告

1. 中間報告について注意事項

- 補助事業者（申請者）は、交付決定後一ヶ月を目途にBELSを取得し、SIIが指定する期日までに中間報告を行うこと。
- BELSに関する審査を受けた結果、BEIとUA値が本事業の交付決定時の値よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、原則補助金の交付を受けることができないので、注意すること。

2. 中間報告書類の提出先

- 補助事業者（申請者）はSIIが指定した期日までに中間報告書類を提出すること。
- 中間報告書類の提出は、E-mailにて送付すること。E-mailの送付ができない場合は、SIIへ相談すること。
- 1申請ごとにメールで送付すること。
- 提出書類の添付ファイルが一度に送付できない場合は、メールを分けて作成すること。
その場合、メールを分けて送付していることが分かるように、メール件名の後ろに「1／2」、「2／2」等を入れてメールを作成すること。
- メール件名と提出先E-mailアドレスは下表のとおりとする。

メール件名	中間報告（〇〇〇〇〇） ※（ ）内には法人名を入力すること。
提出先E-mailアドレス	zehplus-kaishu-shinsei@sii.or.jp ※本メールアドレスは提出書類受付用のアドレスのため、問合せをしても回答することができないので注意すること。

- SIIよりメールを受信した旨の通知（自動返信）をするので、必ず確認すること。
- （注1）自動返信メールは送信専用のため、返信してもSIIは対応できないので注意すること。

3. 中間報告書類の提出期限

2025年9月30日（火） 17時必着

7 中間報告

1. 中間報告について注意事項

- 補助事業者（申請者）は、交付決定後一ヶ月を目途にBELSを取得し、SIIが指定する期日までに中間報告を行うこと。
- BELSに関する審査を受けた結果、BEIとUA値が本事業の交付決定時の値よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、原則補助金の交付を受けることができないので、注意すること。

2. 中間報告書類の提出先

- 補助事業者（申請者）はSIIが指定した期日までに中間報告書類を提出すること。
- 中間報告書類の提出は、E-mailにて送付すること。E-mailの送付ができない場合は、SIIへ相談すること。
- 1申請ごとにメールで送付すること。
- 提出書類の添付ファイルが一度に送付できない場合は、メールを分けて作成すること。
その場合、メールを分けて送付していることが分かるように、メール件名の後ろに「1／2」、「2／2」等を入れてメールを作成すること。
- メール件名と提出先E-mailアドレスは下表のとおりとする。

メール件名	中間報告（〇〇〇〇〇） ※（ ）内には法人名を入力すること。
提出先E-mailアドレス	zehplus-kaishu-shinsei@sii.or.jp ※本メールアドレスは提出書類受付用のアドレスのため、問合せをしても回答することができないので注意すること。

- SIIよりメールを受信した旨の通知（自動返信）をするので、必ず確認すること。
- （注1）自動返信メールは送信専用のため、返信してもSIIは対応できないので注意すること。

3. 中間報告書類の提出期限

2025年9月30日（火） 17時必着

4. 中間報告の必要提出書類の一覧

提出書類は電子ファイルを作成し、指定したファイル名で保存をすること。提出書類のファイル名、ファイル形式については下表のとおりとする。
(ファイル名の() 内には法人名を入力すること。)

	書類名	ファイル名 (ファイル形式)
①	建築物の省エネ性能の評価書 (B E L S)	1 BELS (中間) (〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 
②	一次エネルギー消費量計算結果 (W E B プログラム) ※第三者評価機関の押印があるもの	2 エネルギー計算 (中間) (〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 
③	外皮計算書 ※第三者評価機関の押印があるもの	3 外皮計算 (中間) (〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 
④	建築図面等 ※第三者評価機関の押印があるもの	4 図面 (中間) (〇〇〇〇〇).pdf (P D F ファイル) 
⑤	実績報告書	5 実績報告書 (中間) (〇〇〇〇〇).xlsx (E x c e l ファイル) 

(注1) 中間報告の必要提出書類の詳細は次頁を参照すること。

(注2) S I I が上記以外の書類が審査に必要と判断し、提出を求めた場合は応じること。

(注3) 提出書類は文字や図面が不鮮明でなく、確認できる状態のものを送付すること。

(注4) 交付申請時の内容に変更があった場合、必ず事前にその内容をS I I へ報告し、指示に従うこと。

8. 事前質問への回答

Q.法人の代表者が個人で所有している既存戸建住宅は補助対象になりますか？

A.法人の代表者が個人で所有する場合は補助対象外です。

Q.他の補助金事業との併用は可能ですか？

A.地方公共団体（地方自治体）の単独費（国費が充当されていないもの）による補助金は併用可能です。

国からの他の補助金については、補助対象に重複部分がなく、工事請負契約が別である場合は併用可能です。

Q.オープンハウスは、1年間のうちどれくらいの頻度で開催すればよろしいでしょうか？

A.本事業は一般の皆様に広く改修効果を知っていただくことを目的としておりますので、最低でも月に1回以上の実施日を設けるようにしてください。

Q.オープンハウスを1年以上一般公開とありますが、オープンハウス期間中に対象の住宅を販売しても良いのでしょうか？

**A.一般公開期間中に販売することは可能ですが、一般公開は事業者の責任において必ず1年以上実施し、成果報告書もご提出ください。また、引き渡しは一般公開期間終了後としてください。
なお、販売後、契約を締結する場合は、予め財産処分申請をSIIへ提出いただき承認を受ける必要がありますのでご注意ください。**

Q.改修後の住宅を販売せず、引き続き一般公開用として活用することを目的とした場合、補助対象になりますか？

A.交付要件を満たしていれば、販売予定が無くても補助対象となります。

既築住宅のZEH改修実証支援事業

<https://sii.or.jp/zehplus-kaishu07/>

☎ 03-5565-3110

[受付時間] 平日10時～12時、13時～17時

※通話料がかかります。